

## 意思確認の早期化について

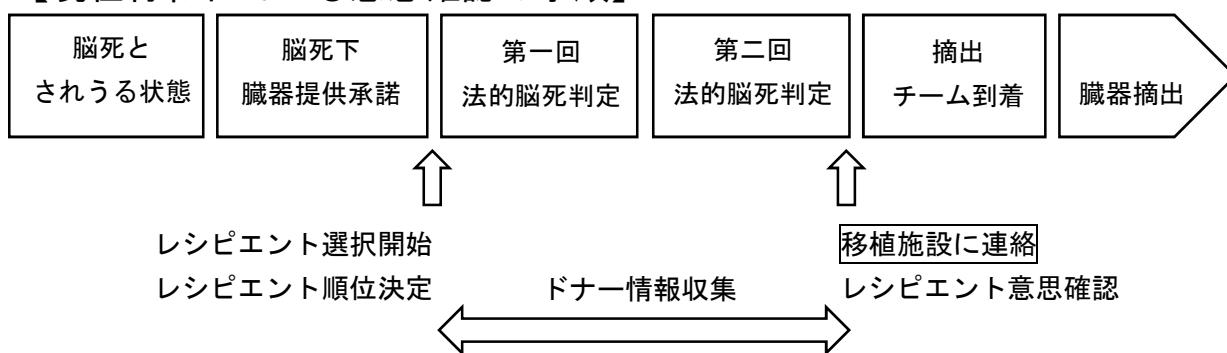
## 1. これまでの経緯

- 平成 26 年 10 月に開催された臓器移植関連学会協議会の臓器提供施設体制整備委員会において、円滑な脳死下臓器提供に向けての提言がなされ、その一つとして「レシピエント候補者への意思確認の早期化」があった。  
(参考資料 3-1)
  - 平成 27 年 1 月 14 日に開催された厚生労働審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、「レシピエント候補者への意思確認の早期化」について、「第一回法的脳死判定終了後であれば第二回目の法的脳死判定終了前であってもレシピエント候補者への意思確認を開始して差し支えない」との承認が得られた(参考資料 3-2)。
  - これを受け、平成 27 年 2 月に、移植医療対策推進室長通知を発出し、JOTはじめ関係医療機関に対し上記の旨を示したところ、平成 27 年 2 月にあっせん業務誤りが発生したことから、JOTに対して、まずは、再発防止に向けた体制の構築を優先するよう事務連絡を行った(参考資料 3-3)。

## 2. 現在の意思確認方法

- 現在行われている脳死下臓器提供時のフロー図は下記のとおりである。

## 【現在行われている意思確認の手順】



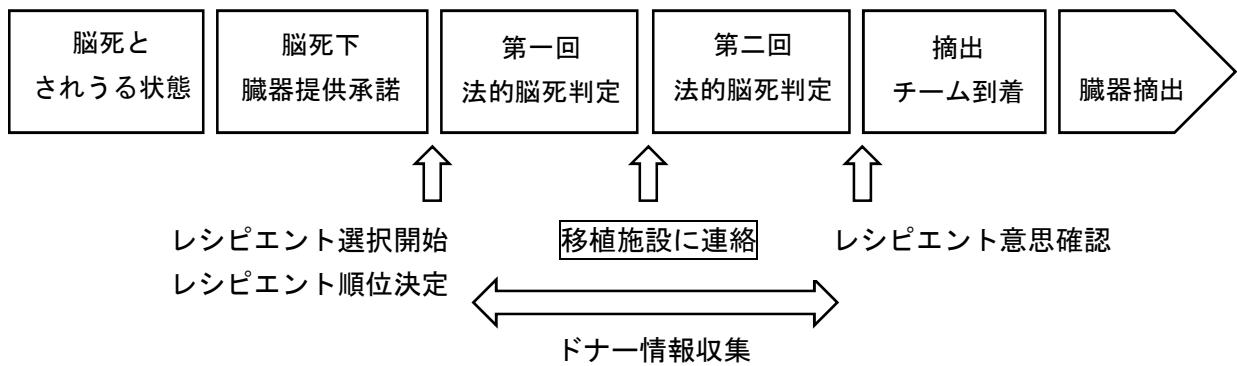
- 現在、レシピエントの意思確認は、第二回法的脳死判定終了後に行っている。この際、移植施設に対しては、ドナー情報（身長、体重、血液型、発症からの経過、既往歴、手術歴、飲酒歴、喫煙歴、採血結果、使用されている薬剤の量等）を提供し、移植施設においては、当該ドナー情報とレ

シピエント情報に基づき、移植受諾の可否を決めている（参考資料3－4）。

### 3. 今後の意思確認方法

- 今後の脳死下臓器提供時の意思確認フロー図は下記のとおりである。

#### 【今後の意思確認の手順】



- 第一回法的脳死判定終了後に、移植施設に連絡を入れる。この際、移植施設に対しては、ドナー情報発生の報告のみを行う。JOTによるレシピエントの意思確認は、これまで通り第二回法的脳死判定後に行う。
- JOTでは、脳死下臓器提供の承諾が得られた後にドナー情報の収集を開始しており、現状、すべての情報が揃うのは第二回法的脳死判定前である。最終的には移植施設に提供するドナー情報の整理を行い、第一回脳死判定後に移植施設へドナー情報を提供できるようにすることで、第一回法的脳死判定後の移植施設への連絡と同時に、JOTによるレシピエントへの意思確認の開始を目指す。

### 4. 現在の周知状況

- 9月9日の移植学会の際に同日開催された移植施設連絡会議において、JOTから上記変更について報告が行われた。今後は、10月に各移植施設の実務担当者への通知を行った後、12月1日を目途に運用を開始する予定である。